

平成30年度の鳥獣被害対策用電気柵の設置要望調査を行います

▷相談先/問い合わせ先＝市鳥獣被害対策協議会事務局【農林課林業係(☎内線7127)】

市鳥獣被害対策協議会では、シカなどの野生鳥獣による農作物被害を防止するため、農家の皆さんが設置する電気柵に対して、資材納入事業を実施する予定です。

平成30年度に電気柵設置を希望する団体・個人は、12月15日(金)までにご相談ください。

▷対象・要件

- ・農業者組織など(集落を基礎とし、3戸以上)＝受益面積の合計がおおむね30アール以上
 - ・農業者(個人)＝受益面積の合計がおおむね10アール以上
- ▷その他の要件
- ・実際に被害が発生、あるいは発生する恐れのある地区であること

・電気柵設置と併せて、鳥獣被害防止に必要な対策(農地周辺の刈り払いや餌となりうるものの撤去など)を効果的・継続的に行うこと

▷対象経費＝電気柵資材購入経費(設置費は含みません)

▷対象額＝鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領で定められた上限単価【1m当たり124円(税抜き)】以内

▷その他

- ・過去に、本協議会からネット柵および電気柵資材納入の助成を受けた農地は対象外です。
- ・要望件数などが多い場合は調整する場合があります。

生ごみの減量に取り組みましょう

▷申請先/問い合わせ先＝市公衆衛生組合連合会事務局【市民環境課環境衛生係(☎内線125)】

■生ごみ減量のポイント

「燃えるごみ」の重さに占める割合が最も多いのは「水分」で、その多くは生ごみに含まれています。生ごみは約70%が水分で、生ごみを減らすことが、ごみ減量への近道になります。

■今日からできる生ごみ減量のこつ

- ①計画的な買い物をして、捨てるものを減らす。
- ②ぬれた生ごみは、水分を「もうひとしぼり」してからごみに出す。
- ③野菜の皮などの生ごみは、ぬらす前にごみに出す。
- ④堆肥として、ガーデニングなどに活用する。



生ごみ「もうひとしぼり」の効果

市内全世帯でぬれた生ごみをもうひとしぼりし、1回30cc(大さじ2杯分)の水切りをするだけで、市全体で年間約46t以上のごみを減量できます。

※大船渡市の世帯数1万5千世帯、年104回(週2回×52週)で計算

■「電動生ごみ処理機」の購入費を助成

生ごみを堆肥化するため、さまざまな種類の生ごみ処理機器があります。中でも「電動生ごみ処理機」は、生ごみを減量する効果や処理物を堆肥として利用できる利点などがあります。

市公衆衛生組合連合会では、生ごみの減量・資源化を促進するため、家庭用電動生ごみ処理機の購入費を助成しています。

▷対象＝市内に在住し、電動生ごみ処理機を購入予定の人 ※購入前に申請してください。

▷補助率＝購入費の1/2以内(上限2万円)
※千円未満の端数は切り捨て

▷申請締切日＝平成30年2月28日(水)
※申請者が多数の場合は、早期に受け付けを終了することがあります。

▷申請に必要なもの＝印鑑、購入先の見積書、機種別の分かるカタログなど

▷その他

- ・メーカー、価格は問いませんが、市内の小売店で購入する電動生ごみ処理機に限ります(通信販売などでの購入は対象外)。
- ・補助は1世帯につき1台に限ります。

～大船渡駅周辺地区土地区画整理事業区域内～出店希望事業者と賃貸希望地権者との面談会を開催

▷申込先/問い合わせ先＝市街地整備課市街地整備係(☎内線344)

大船渡駅周辺地区において、安全・安心な市街地の整備に向け、土地区画整理事業による復興まちづくりを進めています。

市では、宅地完成後の土地の利活用を促進するため、対象区域内に出店などを希望する事業者と、事業者が土地を貸したい・売りたいと考えている地権者との面談会を開催します。

▷期日＝12月22日(金)

▷時間＝午後2時から

▷会場＝リアスホールマルチスペース

▷対象

- ・対象区域内で土地を賃借、取得して出店などを希望する事業者
- ・対象区域内で土地を賃貸、売却する意向を持つ地権者

▷申込方法＝面談会参加申込書に必要事項を記入の上、お申し込みください。

※申込書は、市役所本庁市街地整備課に備え付けています。

総合交通ネットワーク計画修正(案)の意見を募集

▷問い合わせ先＝企業立地港湾課(☎内線117・119)

市では、「大船渡市総合交通ネットワーク計画修正(案)」について、市民の皆さんから広く意見を募集しています。

▷意見書を提出できる人＝市内在住・在勤・在学の人

▷資料の閲覧場所＝市役所本庁1階市民ホール、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所
※市のホームページにも掲載しています。

▷意見の提出方法＝任意の用紙に住所、氏名、電話番号を明記の上、①企業立地港湾課に持参(土・日曜日を除く)②市民提言箱への投かん③郵送【〒022-8501(住所記載不要)企業立地港湾

課あて】④ファクス(☎4477)⑤Eメール(ofunato@city.ofunato.iwate.jp)のいずれかの方法で提出してください。

※市民提言箱の設置箇所＝市役所本庁、三陸支所、綾里地域振興出張所、吉浜地域振興出張所、リアスホール、カメラアホール、総合福祉センター、市立博物館

▷募集期間＝12月18日(月)まで

▷意見の取り扱い＝個々の意見に対して、個別に回答はしません。また、提出いただいた意見は、個人情報を除き、全て公開する可能性があります。

地域防災計画修正案にご意見をお寄せください

▷問い合わせ先＝防災管理室(☎内線251)

市では、防災対策の充実を図るため、「大船渡市地域防災計画」の見直しを行っています。この修正案について、市民の皆さんの意見を募集します。

▷意見書を提出できる人＝市内在住・在勤・在学の人

▷資料の閲覧場所＝市役所本庁1階市民ホール、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所
※市のホームページにも掲載しています。

▷意見の提出方法＝任意の用紙に住所、氏名、電話番号を明記の上、①防災管理室に持参(土・

日曜日を除く)②市民提言箱への投かん③郵送【〒022-8501(住所記載不要)防災管理室あて】④ファクス(☎4477)⑤Eメール(ofunato@city.ofunato.iwate.jp)のいずれかの方法で提出してください。

※市民提言箱の設置箇所＝市役所本庁、三陸支所、綾里地域振興出張所、吉浜地域振興出張所、リアスホール、カメラアホール、総合福祉センター、市立博物館

▷募集期間＝12月1日(金)～22日(金)